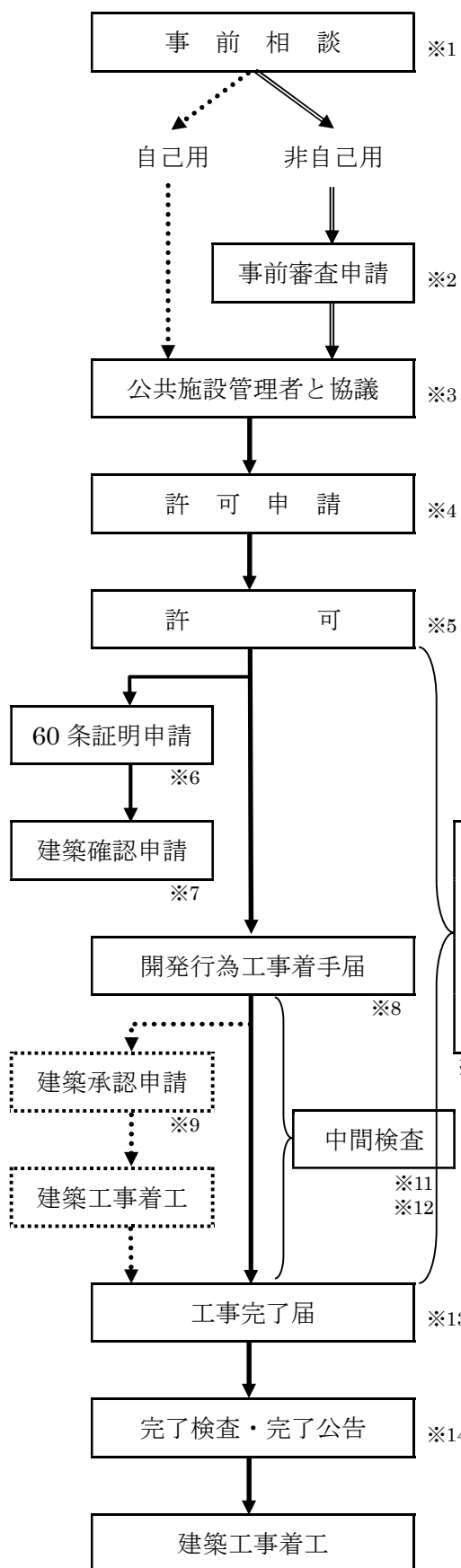


開 発 行 為 の 手 続 き の 流 れ



- ※１ ・開発行為について都市計画課と事前相談をおこなう
・自己用（自己居住用・自己業務用）、非自己用の判断
- ※２ ・非自己用の場合に下記の申請をおこなう
・開発行為に関する事前審査申請 …審査期間約２ヶ月（道路、公園、下水道等の公共施設）
・給水施設及び消防水利事前審査申請…審査期間約２ヶ月（水道、消火栓等の公益施設）
- ※３ ・各管理者との協議内容は「協議の経過書」に記録すること
・別紙「開発行為の主な同意及び協議先」を参照のこと
・公共施設の帰属がある場合→協議書の取り交わし
〃 〃 ない場合→同意書 〃 〃
- ※４ ・別紙「許可申請添付書類一覧」参照…審査期間約１ヶ月
・正副２部提出（正：許可権者用、副：申請者用）
・許可申請手数料がかかります
- ※５ ・許可後開発許可標識を設置し設置状況写真を着手届提出時に添付する
- ※６ ・開発行為許可後に 60 条証明の交付請求ができます
- ※７ ・建築確認申請を行い確認済証の交付を受けられますが開発行為が完了公告するまでは建築工事が着工できません（※９をご確認ください）
- ※８ ・許可申請時に工程表の添付がない場合は着手届提出時に添付する
- ※９ ・開発行為が完了し公告されるまでは建築物の建築は認められていません
・やむを得ない理由で建築行為を行おうとする場合は、「建築承認申請」が必要となります（非自己用[宅地分譲]を除く）
・建築承認申請に際しては、防災対策が事前に施工されていることを条件とする場合があります
・工事完了公告前に建築承認に係る建築物等を使用することはできません。
- ※10 【変更がある場合】
○変更許可申請（申請手数料あり）…審査期間約１ヶ月
・変更届以外のものが変更許可申請になります
・建築承認されて建築工事に着手した後に変更がある場合も、変更許可申請で取扱います
○変更届（申請手数料なし）
ア 設計の変更のうち予定建築物の敷地の形状の変更
予定建築物等の敷地の規模の１０分の１未満の増減をとまなうもの
イ 工事施行者の変更（自己居住用、１ha 未満の自己業務用のみ）
ウ 工事着手または完了予定年月日の変更
ただし工期の変更にともない資金計画が変更となる場合は変更許可申請が必要です
- ※11 【現場打ち擁壁等がある場合】
・型枠検査 …無筋構造物（生コン打設前）
・配筋検査 …鉄筋構造物（型枠設置前）
- ※12 ・開発行為により設置される道路については、申請者の要請により、管理者が路盤検査を行います
・上記道路内に設置される下水道管についても、申請者の要請により、アスファルト舗装工事前に管理者が検査を行います
- ※13 ・別紙「開発行為工事完了時提出書類」をご参考ください
特に「完了時引継書類」も上記書類と同時に提出が必要です
- ※14 ・新たに設置される公共施設は原則として完了公告の翌日に公共施設管理者に帰属されます